

別表

(1) 撮影

【注意事項】

- ・「営業行為として」とは、「職業又は業務（継続的な営業行為）として撮影行為を行う者」が、「職業又は業務として当該撮影行為を行うこと。」をいう。
- ・「報道を目的」とは、本市又は本市の行政機関の資料などに基づいて取材をする行為、又は、ウエルネスガーデンの施設・イベント紹介、事件・事故などのみを取材する行為をいう。
- ・「独占利用」とは、セットを設置する場合、又は、長時間、他のウエルネスガーデン利用者を一定部分排除する行為をいう。

利用の内容	利用の詳細	独占行為	利用の位置づけ			利用の条件
			自由 使用	承認 対象 行為	禁止 行為	
写真撮影	・一般広報向けパンフレットの撮影 ・企業CMのための撮影 ・カメラマンが営業行為として成人式等の撮影を行う場合			○		
	・官公署が行政目的のために行う撮影 ・事実の報道を目的とした撮影 ・個人の趣味としての撮影 ・大学サークル等のアマチュア団体が行う撮影	ウエルネスガーデンの一部を独占利用する行為		○		
		ウエルネスガーデンを独占利用しない行為	○			
映画撮影 テレビ撮影	・映画撮影 ・テレビ番組の撮影 ・企業CMのための撮影			○		
	・官公署が行政目的のために行う撮影 ・大学サークル等のアマチュア団体が行う撮影 ・事実の報道を目的とした撮影	ウエルネスガーデンの一部を独占利用する行為		○		
		ウエルネスガーデンを独占利用しない行為	○			
その他の撮影行為			—	—	—	事前に名古屋市に相談すること

(2) スポーツ（スポーツ教室を除く）

【注意事項】

- ・硬式ボール、準硬式ボールの使用は禁止する。

利用の内容	利用の詳細	利用の位置づけ			利用の条件
		自由 使用	承認 対象 行為	禁止 行為	
ボールを使った遊戯	数人のキャッチボール、パスボール、ドッジボールなど	○			敷地の大きさを考慮し、他の利用者の迷惑になるような場所で行わないこと。また、敷地の外にボールが飛び出るような場所で行わないこと。 敷地内及び周辺施設を損傷させないこと。
	バットなどを使用			○	
サッカー、野球、ソフトボールの練習、試合				○	
ゲートボール、グランドゴルフ	練習	○			敷地の大きさを考慮し、他の利用者の迷惑になるような場所で行わないこと。 他の利用者と競合する場合は、譲り合って使用すること。
	大会		○		
ゴルフ				○	
その他上記に類する行為		—	—	—	事前に名古屋市に相談すること

(3) スポーツ教室

利用の内容	利用の詳細	独占行為	利用の位置づけ			利用の条件
			自由 使用	承認 対象 行為	禁止 行為	
スポーツ教室	サッカー、野球、ソフトボール				○	
	体操、ヨガ、太極拳等	ウェルネスガーデンの一部を 独占利用する行為		○		
		ウェルネスガーデンの一部を 独占利用しない行為	○			敷地の大きさを考慮し、他の利用者の迷惑 になるような場所で行わないこと。 他の利用者と競合する場合は、譲り合って 使用すること。
その他上記に類する行為			—	—	—	事前に名古屋市に相談すること

(4) イベント（不特定多数を対象とするもの）

利用の内容	利用の詳細	利用の位置づけ			利用の条件
		自由 使用	承認 対象 行為	禁止 行為	
イベント （コンサート、まつり、運動 会等）	共通事項		○		【審査基準】 近隣住民、周辺施設に迷惑にならないこと。 【注意事項】 事前に次の事項に基づき、名古屋市と詳細を調整すること。 1 イベント企画書 ① 催事趣旨 ② 催事タイムスケジュール ③ 催事個別内容 ④ 催事平面図 ⑤ 仮設工作物、掲出物の仕様・内容 ⑥ 出店者名簿、出店品目 ⑦ 組織連絡網 2 設営、撤去タイムスケジュール 3 警備計画 4 清掃計画
イベントの個別事項	車両の展示、走行			○	
	出店		○		
	イベントに伴う花火			○	

(5) 動物を扱う行為（身体障害者補助犬を除く）

利用の内容	利用の詳細	利用の位置づけ			利用の条件
		自由 使用	承認 対象 行為	禁止 行為	
犬の散歩		○			飼い犬を常に綱、鎖その他のものによってつないでおくこと。 ふんの始末をきちんと行うこと。 健康の丘、交流広場、ウォーキングコース内に立ち入らないこと。
猫、鳩等動物への餌やり				○	
ドッグラン				○	
その他上記に類する行為		—	—	—	事前に名古屋市に相談すること。

(6) その他

【注意事項】

- ・ ウェルネスガーデンの利用者、通行者の迷惑にならないこと。
- ・ ゴミ等が発生する場合は、ゴミ処理をきちんとすること。

利用の内容	利用の詳細	利用の位置づけ			利用の条件
		自由 使用	承認 対象 行為	禁止 行為	
フリーマーケット				○	ただし、イベントに附属して行うフリーマーケットについては、イベントの内容の一環として行為承認で認める場合がある。
募金活動				○	ただし、イベントに附属して行う募金については、イベントの内容の一環として行為承認で認める場合がある。
宗教の勧誘及び布教活動				○	
宗教活動				○	クリスマスイベントなど本来宗教活動であったものが、一般的な習慣、風俗、慣習など広く市民に受け入れられるものについては、ここでいう宗教活動とはいわない。 この場合、承認対象行為となる場合がある。
その他上記に類する行為		—	—	—	事前に名古屋市に相談すること
ラジオ体操、ダンス・踊り等の練習		○			他の利用者、近隣住民、周辺施設の迷惑になるような場所で行わないこと。 周りに迷惑となるような騒音を発生させないこと。 深夜には行わないこと。
凧揚げ		○			イベント的なものについては、イベントの項に基づき行う。
ラジコン飛行機				○	
木の実、落ち葉等を拾う行為	下に落ちているものを拾う行為	○			個人が楽しむ範囲であること。
	枝についているものを落とす行為			○	
煙草				○	敷地内禁煙とする。
その他の行為		—	—	—	事前に名古屋市に相談すること